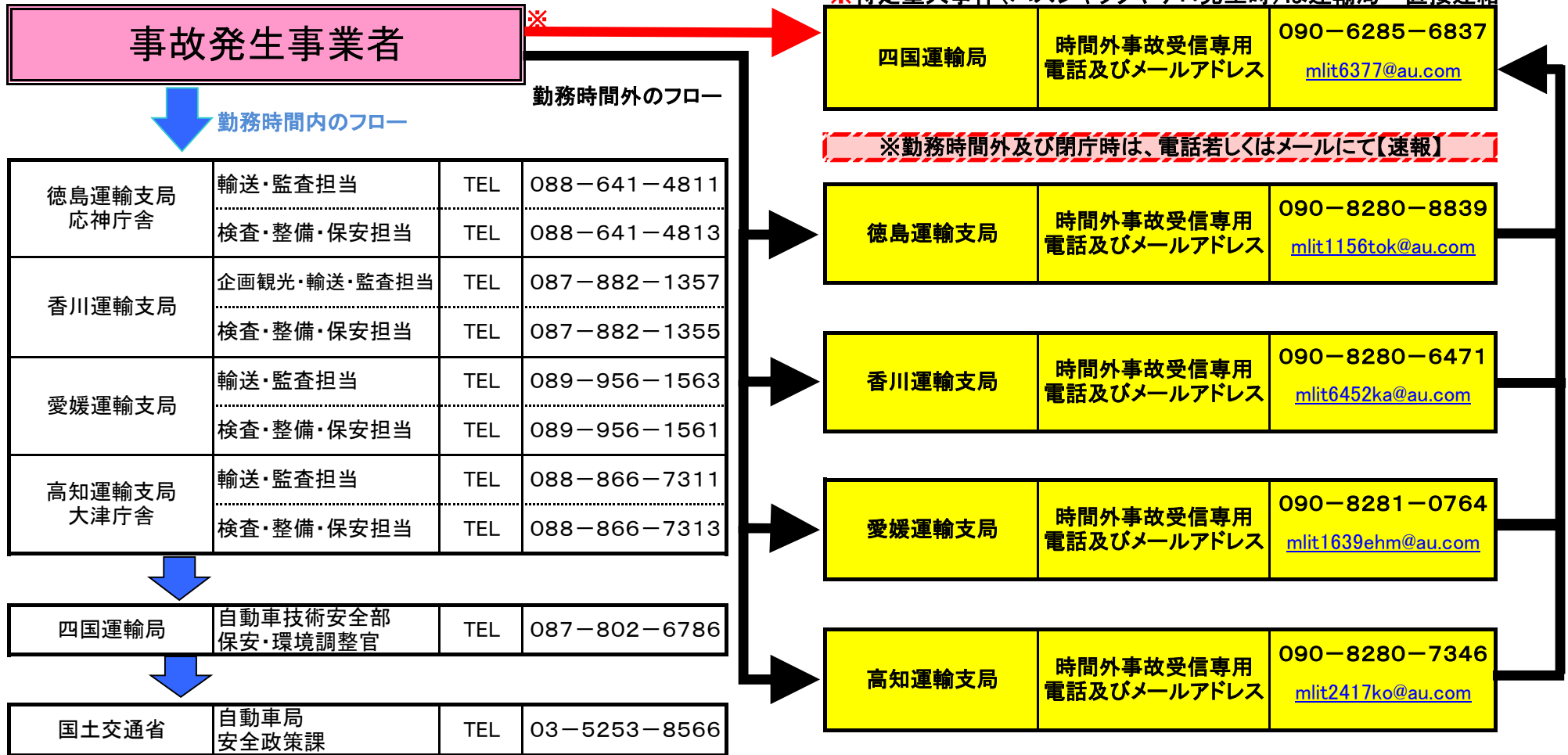


重大事故・事件発生時の連絡体制

令和7年4月1日現在



自動車事故報告規則及び緊急時対応マニュアルに基づく「速報」の取扱い

【24時間以内に運輸支局長に報告】

- ① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し若しくは接触をしたもの。(旅客運送事業者の自動車が引き起こした場合)
- ② 2人以上の死者(旅客運送事業者の自動車が引き起こした場合は1人)、5人以上の重傷者、10人以上の負傷者、旅客に1人以上の重傷者を生じたもの。
- ③ 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し若しくは接触したことにより、積載された危険物、火薬類、毒物等の全部又は一部の飛散、漏洩を生じたもの。
- ④ 脳疾患、心疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故
- ⑤ 酒気帯び運転による事故。(バスは事故を起こさなくても必要)
- ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故。
- ⑦ その他社会的影響が大きいと認められる事故。(報道機関による報道があった時又は取材を受けた時等)【告示第1項】